

令和8年度 第1回新型インフルエンザ等対策行動計画部会 次第

日時：令和8年7月22日（水）

18：30～19：30

場所：埼玉県庁本庁舎2階庁議室

※Web会議と併用

1 開 会

2 議 題

- （1） 令和8年度のスケジュールについて
- （2） 市町村行動計画の改定状況について
- （3） 自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について
- （4） 県行動計画に係る取組の進捗状況について

3 閉 会

[配布資料一覧]

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

資料1 令和8年度のスケジュールについて

資料2 市町村行動計画の改定状況について

資料3 自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料4 県行動計画に係る取組の進捗状況について

参考資料 **【参考】** 新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

番号	氏名	所属・役職	備考
1	オカベ ノブヒコ 岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与	
2	カナイ タダオ 金井 忠男	埼玉県医師会 会長	
3	キミヅカ ヨシフミ 君塚 善文	防衛医科大学校 教授	
4	サカキ ハルヨ 坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 教授	
5	サヌイ マサミツ 讃井 将満	自治医科大学 教授	
6	サワト トモコ 澤登 智子	埼玉県看護協会 会長	
7	タケダ シンヒロ 竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長	
8	ミツタケ コウタロウ 光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授	
9	イケダ カズヨシ 池田 一義	埼玉県商工会議所連合会 顧問	

令和8年度のスケジュールについて

資料1

	連携協議会	対策推進部会	行動計画部会	医療提供体制検討部会	県(感対課)
令和8年3月					
4月					
5月	・年度スケジュール ・行動計画部会委員改選				
6月					・予防計画中間見直し案(素案)作成
7月		・予防計画中間見直し案(素案)審議 ・患者移送体制の状況報告 ・報告(訓練・研修、協定締結) ・年度スケジュール報告	・年度スケジュール報告 ・報告(市町村計画、DX化)		
8月	・予防計画中間見直し案(素案)報告 ・報告(市町村計画、訓練・研修予定、DX化等)				
9～10月					・予防計画中間見直し案公表
11月					・入院調整訓練実施
12月		・予防計画中間見直し最終案報告 ・協定締結等進捗状況報告			
令和9年1月	・予防計画見直し最終案報告 ・進捗管理状況報告(訓練・研修、DX化等) ・医療提供体制検討部会検討状況報告		・DX化の推進状況報告 ・その他計画の進捗状況報告 ・医療提供体制検討部会検討状況報告	【入院調整訓練実施後】 ・入院調整訓練結果を踏まえた見直し検討	(・予防計画見直し案を上程)
2～3月					

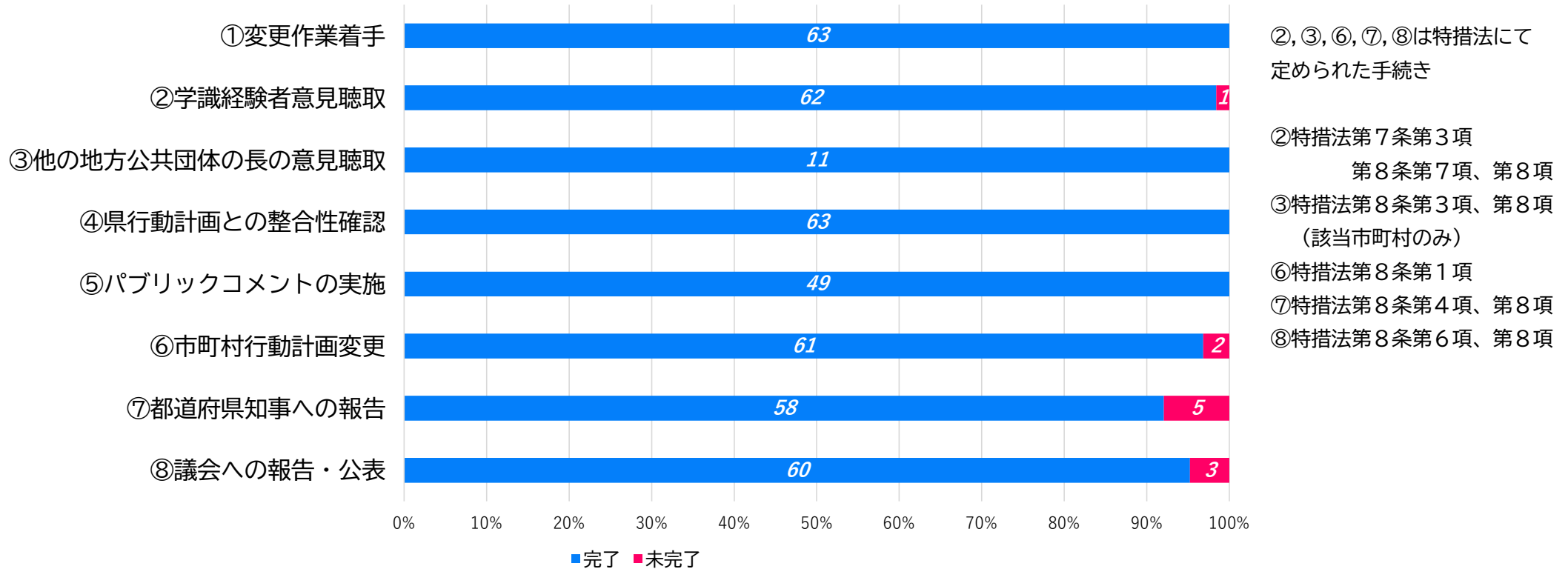
市町村行動計画の改定状況について

資料2

- 市町村は、学識経験者からの意見聴取などを行ったうえで、市町村行動計画を改定し、改定後速やかに議会への報告、知事への報告を行うこととなっている。一連の手続きは、令和8年7月までの完了を国から求められている。

改定状況の現状（令和8年6月30日時点）

- 全市町村の92%にあたる58市町村が完了済み。
- 1町を除き、令和8年7月までに完了予定。1町については、議会報告が令和8年9月となる見込み。



市町村行動計画の改定状況について

資料2

- 市町村行動計画の改定後は、計画を県ホームページでも広く公開するとともに、有事の際の市町村との連携について、連携するに当たり必要な個人情報の取扱いに関する県と市町村間の覚書の締結を検討していく。

市町村行動計画の公表

- 埼玉県ホームページにて、各市町村の行動計画のホームページにリンクする形で公開予定。令和8年7月以降順次公表を開始。

市町村との連携

- 県行動計画に記載があり、各市町村行動計画にも概ね記載のある「自宅療養者等への健康観察・生活支援」について、県や保健所設置市、市町村との連携の方法を検討し、連携するに当たり必要な個人情報の取扱いについて覚書の締結を検討していく。（資料3）

○自宅療養者等への健康観察・生活支援

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画

第3部新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第11章保健

第3節 対応期

3-2-5. 健康観察及び生活支援

②県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、

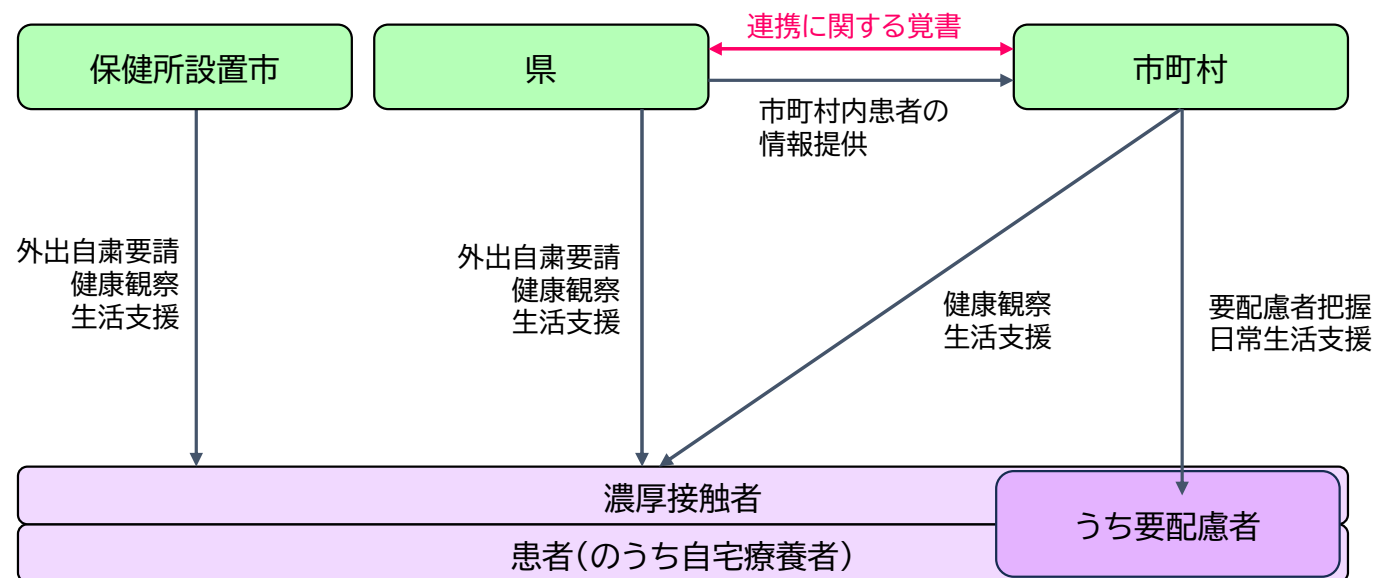
食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

- 新型インフルエンザ等の患者や濃厚接触者については、感染症のまん延を防止するため、健康観察及び外出自粛要請を行うことができる。
- 要請を行った場合は、その実効性を確保するため、生活支援（食事の提供、日用品の支給、物品の支給）を行うことが望ましい。
- 健康観察や生活支援については、住民に身近な存在である市町村と連携して実施すべきであり、実施するに当たり必要な個人情報の取扱い等について、県と市町村間で平時からあらかじめ合意を得て覚書を締結したい。

役割概要図



新型コロナウイルス感染症流行時の連携

- 多くの市町村（保健所設置市除く）と県で覚書（既に終了）を締結し、自宅療養者宅へのパルスオキシメーターの貸与や食料品・生活必需品・サービスの提供等に協力していただいていた経緯がある。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

法的整理

- ・ 濃厚接触者や患者への健康観察・外出自粛要請については、感染症法第44条の3①（濃厚接触者）、②（患者）に規定。
- ・ 要請を行った外出自粛対象者への生活支援については、同法第44条の3⑦に基づく努力義務。
- ・ 努力義務主体は、都道府県知事及び保健所設置市等の長（同法第64条）。
- ・ 都道府県知事（保健所設置市等の長）は必要に応じ市町村長に対し協力を求め（同法第44条の3⑨）、市町村長は協力の求めに応ずるため必要があるとき、患者に関する情報の提供を都道府県知事（保健所設置市等の長）に求めることができる（同法第44条の3⑩）。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

第44条の3（感染を防止するための報告又は協力）

- ①都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者**に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は**当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないこと**その他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- ②都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。次条第1項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症の患者**に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は**宿泊施設**（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）**若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないこと**その他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- ⑦都道府県知事は、第1項又は第2項の規定により協力を求めるときは、**必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給**（次項において「食事の提供等」という。）**に努めなければならない。**
- ⑨都道府県知事は、第1項又は第2項の規定により報告又は協力を求めるときは、**必要に応じ、市町村長に対し協力を求めるものとする。**
- ⑩市町村長は、前項の規定による協力の求めに応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、**新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることができる。**

* 指定感染症については同法第6条⑧で準用、新感染症については同法第50条の2で同様の規定あり。

第64条（保健所設置市等）

保健所設置市等にあつては、（～略～）第7章から第9章まで及び第10章から前章までの規定（～略～）中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

行動計画・ガイドライン・予防計画の整理

- ・ 県・保健所設置市が主体となって健康観察や生活支援（食事の提供や物品の支給）に努める。
- ・ 住民に身近な存在である一般市町村の、宿泊・自宅療養者、高齢者施設での療養者等への良好な療養環境の整備への参画を求める観点から、都道府県は一般市町村へ必要な協力（県が実施する健康観察や生活支援の補完）を求める。
- ・ 必要な協力の内容・費用負担はあらかじめ協議する。
- ・ 一般市町村は患者情報等の提供を県に求めることができるが、**必要な目的にのみ個人情報**を共有する観点から、**県と市町村との間で覚書を締結**する。

○埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画 第3部第11章3-2-5

県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

○保健に関するガイドライン 第2章3 (2) ①

- ・ 県は、市町村の協力を得て、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、当該者に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を当該者が居住する市町村に提供する。その実施に当たって、**必要な目的にのみ個人情報**を共有する観点から、**県と市町村との間で覚書を締結**するよう努める。

○保健に関するガイドライン 第4章2 (5) ①

- ・ 県は、市町村の協力を得て、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、当該者に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を当該者が居住する市町村に提供する。また、準備期に市町村と締結した覚書等に基づき、必要な情報を市町村へ共有する。

○埼玉県感染症予防計画 3 (8) イ(ウ)

- ・ 県等は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行います。
なお、市町村の協力を得る場合は、**連携協議会等**を活用し、**あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について、協議**します。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

覚書内容

- 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡（2023.6.19）において、覚書例が示されており、これをベースにして検討する。

新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等に係る
個人情報の提供に関する覚書例

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇市町村長（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第44条の3第7項（又は第50条の2第4項において準用する同法第44条の3第7項）に規定する情報の提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

（情報の提供）

- 第1条 乙は第3条に定める目的のために、法第44条の3第1項若しくは第2項（又は法第50条の2第1項若しくは第2項）の規定により居宅から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた者（以下「自宅療養者等」という。）の情報が必要となった場合、甲に対し、個人情報の提供を求めることができる。提供の期間は、乙が同条に定める目的のために真に必要な期間に限る。
- 2 甲は第3条に定める目的のため、乙の求めに応じ、乙に対し、当該市町村に居住する自宅療養者等の個人情報を提供する。

（使用目的及び利用の制限）

- 第2条 乙は、個人情報を下記の目的にのみ使用できるものとし、他の目的で使用してはならない。
- 〇〇〇
 - 〇〇〇
- （自宅療養者等の健康観察及び生活支援等に係る乙の協力内容について地域の実情に応じて記載）

（提供する情報）

第3条 甲が、乙に提供する個人情報は、氏名、年齢、性別、住所、連絡先とする。

（個人情報の取扱い）

- 第4条 乙は、個人情報を都道府県及び市町村の個人情報保護条例に基づき、漏えい防止及び適正管理のために必要な措置を講じ、適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の使用に際して、自宅療養者等が他から特定され、誹謗中傷による人権侵害や風評被害が発生しないよう努めなければならない。

（責務）

第5条 乙は、甲から提供された個人情報について事故が生じた場合は、その責任を負う。

（覚書の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除し、甲が乙に提供した個人情報を返還し、又は復元又は判読が不可能となる方法により破棄も

しくは消去することを求めることができる。

- （1）甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- （2）個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- （3）本覚書に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- （4）前各号のほか、本覚書に違反したとき。

覚書内容

(個人情報の消去)

第7条 乙は、本覚書が有効期間を終えたとき又は甲から提供を受けた情報が不要となった場合には、復元又は判読が不可能となる方法により、情報を消去しなければならない。

(事故発生時の報告)

第8条 乙は、情報の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和〇年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 有効期間内であっても、甲乙いずれかから申し出があったときには、協議の上、本覚書に基づく個人情報の提供の全部又は一部を、終了または停止することができるものとする。

3 この覚書の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

検討論点① 県と市町村の役割分担をどうするか。

(方針案)

- ⇒ 健康観察：主に県や医療機関で実施し、要配慮者の健康観察は市町村も必要に応じて行う。
生活支援：県では配食・必要物品支援を行い、市町村はきめ細かい支援で県の生活支援を補完する。
- ・ 新型コロナ流行時は、県（保健所、委託者）、医療機関で健康観察を実施。
 - ・ 新興感染時も、健康観察は医療措置協定締結機関、保健所、県委託会社で実施するが、要配慮者など頻度の高い確認が必要な場合は並行して市町村も行う。
 - ・ 新型コロナ流行時の生活支援は市町村によって様々。
（食料・日用品の配布、買物代行、自宅前までのごみ収集、パルスオキシメーター配布など）
 - ・ 県が担うのは、新型コロナ流行時と同様、配食と物品（パルスオキシメーター）配布を想定（詳細は基本的対処方針を踏まえて決定）。それ以外の支援は市町村の役割とする。

検討論点② 市町村の費用負担をどうするか。

(方針案)

- ⇒ 基本は市町村負担。
国の交付金対象が都道府県のみである場合には、県による補助（財政支援）を行う方向で検討する。
- ・ 市町村独自の支援については、基本は市町村が予算確保する。新型コロナ流行時も同様だった。国交付金対象となっていたので、結果的に県も市町村も財政負担はなかった。
 - ・ なお、新型コロナ流行時に県は補助していないが、東京都は区市町村に全額補助していた。

検討論点③ 保健所設置市とも覚書を結ぶか。

(方針案)

⇒ 保健所設置市とは結ばない。

- ・ 保健所設置市は市内の患者等の情報は自市で確認可能なため、県からの情報提供は不要。新型コロナ流行時も結んでいない。
- ・ 生活支援も独自に行っていた。
- ・ 一方、自宅療養者の健康観察は4市の同意を得て、県で一括実施していた期間もあった。
- ・ なお、県で健康観察や生活支援を実施するためには、逆に県が個人情報の提供を受ける形となる。
- ・ 県と保健所設置市が患者情報を共有する必要がある場合には、あらかじめ保健所設置市から同意を得た上で必要な情報を取得する。

検討論点④ 覚書の記載内容をどうするか。

(方針案)

⇒ 覚書例をベースにするが、市町村の個人情報利用範囲は個別調整、県から市町村への提供情報は生活支援の実施が滞りなくできるような覚書例よりも拡大する。

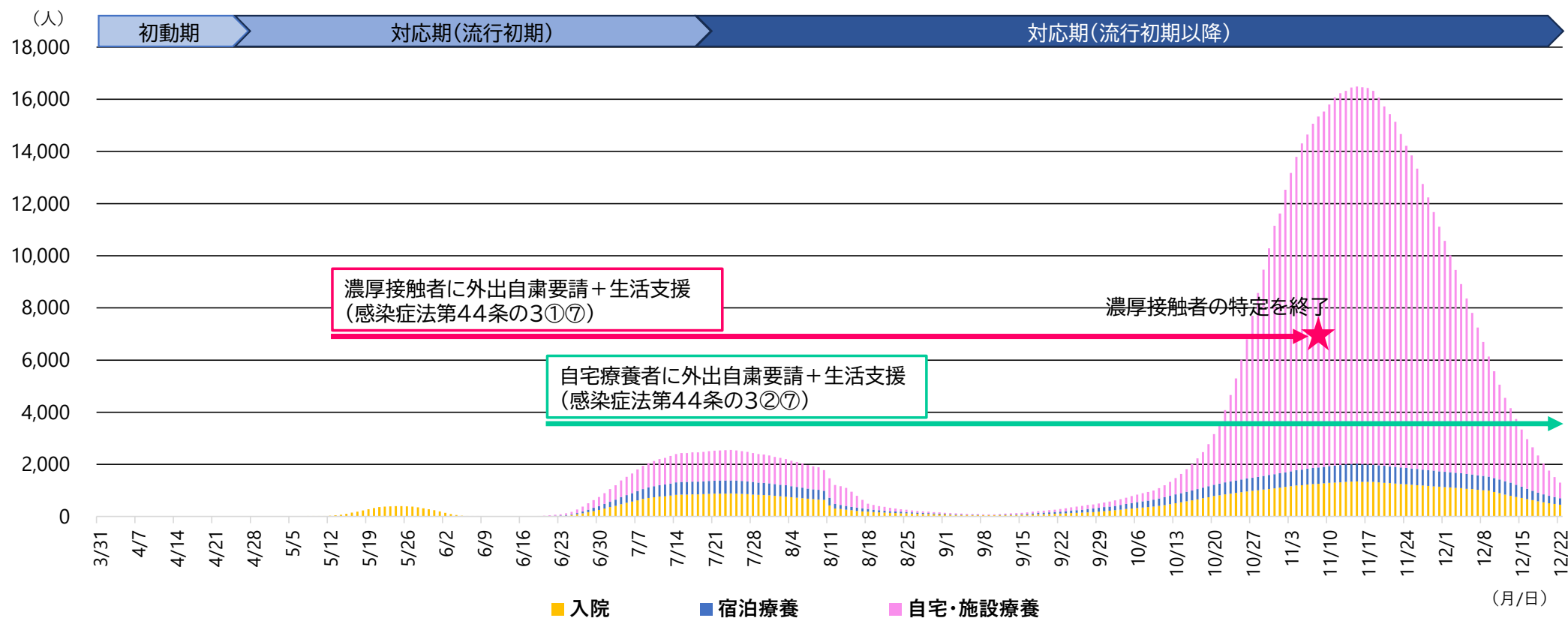
- ・ 市町村の個人情報利用範囲（覚書例第2条）は、市町村の生活支援内容により異なるため個別に調整する。
- ・ 覚書例における提供情報（同第3条）は、氏名、年齢、住所、性別、連絡先であるが、生活支援の始期・終期などが分からないと円滑な支援ができない。
- ・ そのため、NESID（感染症サーベイランスシステム）から出力できる内容の一部（氏名、住所、年齢、重症度、確定診断日、連絡先等）とする。

自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

実施時期の想定

- 感染症の種類や感染の波の違い、濃厚接触者の範囲等によるため、一概に実施時期は定められない。
- 濃厚接触者への外出自粛要請についても、感染症の性状によるため、行われない可能性もある。（実務は国の基本的対処方針に基づく）
- 宿泊療養者については、施設運営と一括して生活支援を行うため、今回の連携からは除外。

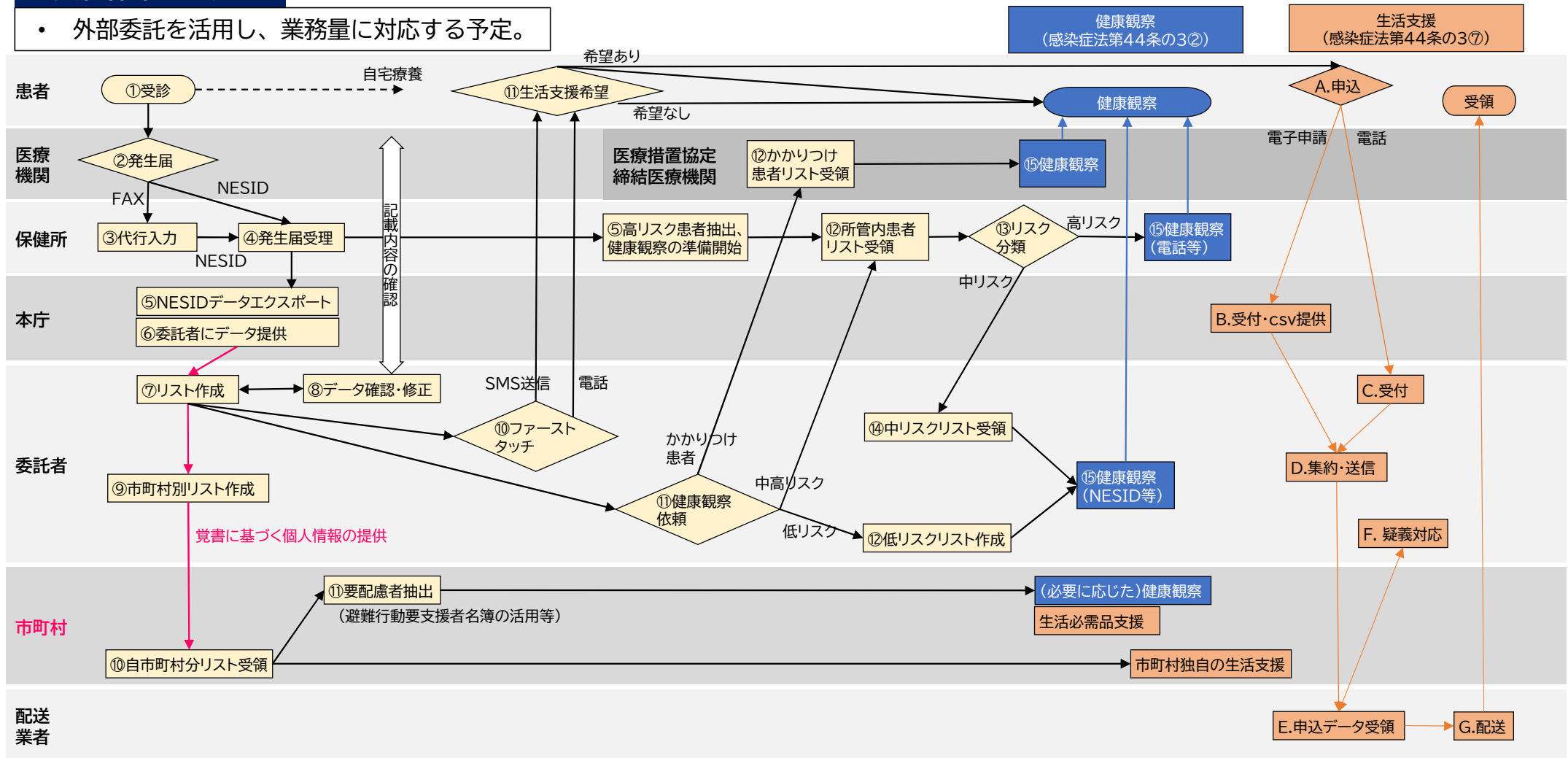


自宅療養者等への健康観察・生活支援に係る市町村連携について

資料3

実施体系の想定

- 外部委託を活用し、業務量に対応する予定。



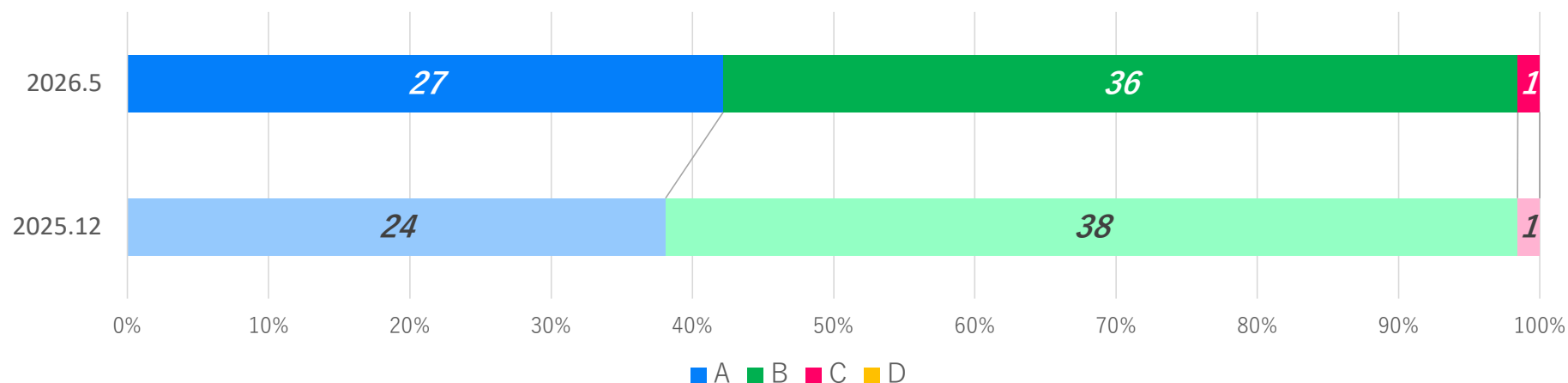
県行動計画に係る取組の進捗状況について

資料4

- 県行動計画記載の準備期に県が取り組む対策については、進捗状況を適宜自己評価している。

進捗状況（令和8年5月22日調査時点）

- 進捗状況をA～Dで自己評価している。
- Aが約42%、Bが約56%で、対応準備は一定程度できている。
- C評価となっているのは、県から市町村に対する応援や事務の代行についての準備であり、各市町村で作業中の行動計画改定が完了次第、順次調整を進めていく。



- A：対応準備が十分できており、新興感染症にすぐに対応できる。
 B：対応準備が一定程度できているが、もう少し準備をする必要がある。
 C：対応準備に取り掛かったばかりであり、引き続き継続して準備する必要がある。
 D：対応準備がまだできていない。

*一部項目の担当割り振りを修正したため、前回と項目数の合計が異なる。

県行動計画に係る取組の進捗状況について

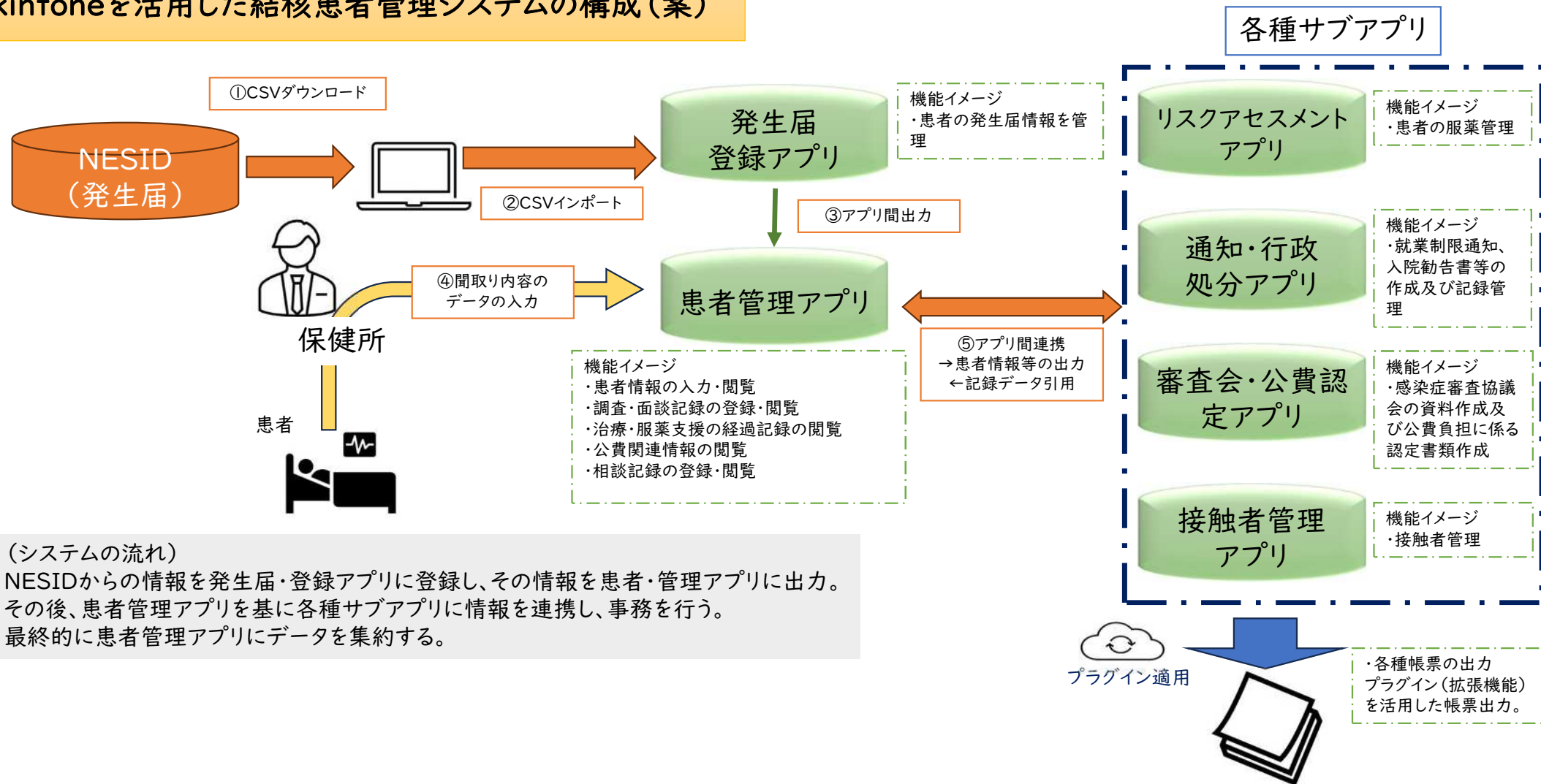
資料4

項目別進捗状況（令和8年5月22日調査時点）					
項目		A 対応準備が十分できており、 新興感染症にすぐに対応できる	B 対応準備が一定程度できているが、 もう少し準備をする必要がある	C 対応準備に取り掛かったばかりであり、 引き続き継続して準備する必要がある	D 対応準備がまだできていない
1	実施体制	2	5	1	0
2	情報収集・分析	4	1	0	0
3	サーベイランス	1	1	0	0
4	情報提供・共有、リスコミ	6	5	0	0
5	水際対策	0	1	0	0
6	まん延防止	0	1	0	0
7	ワクチン	0	8	0	0
8	医療	0	5	0	0
9	治療薬・治療法	3	1	0	0
10	検査	0	1	0	0
11	保健	6	6	0	0
12	物資	0	1	0	0
13	県民生活・経済の安定	5	0	0	0
計		27	36	1	0

県行動計画に係る取組の進捗状況について

資料4

kintoneを活用した結核患者管理システムの構成(案)



(システムの流れ)

NESIDからの情報を発生届・登録アプリに登録し、その情報を患者・管理アプリに出力。
その後、患者管理アプリを基に各種サブアプリに情報を連携し、事務を行う。
最終的に患者管理アプリにデータを集約する。

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
1	第1章 実施体制	31	県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。	感染症対策課	B	・(R6)防衛医科大学病院、埼玉石心会病院、狭山保健所、衛生研究所と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を行った。 ・(R7)埼玉医科大学病院、関越病院、坂戸保健所、衛生研究所等と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を実施した。	・埼玉県済生会加須病院、羽生総合病院、加須保健所、衛生研究所と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を行う。	・埼玉県クラスター対策チーム設置運営要綱 ・新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練実施要綱	
2	第1章 実施体制	32	県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一体的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。	感染症対策課	B	・(R6)埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進した。 ・(R7)埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を2回実施し、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力強化を図った。	・埼玉版FEMAによる感染症対応総合訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進する。 ・感染症予防計画の中間見直し、県行動計画の進捗管理、市町村行動計画の改定状況、DXの取組等について連携協議会等で報告する。 ・埼玉版FEMAによる入院調整訓練を行い、効率的なオペレーションの構築を推進する。		
3	第1章 実施体制	33	県は、国、市町村及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の都道府県との連携体制を構築する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。	感染症対策課	B	・感染症発生予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての、県、保健所設置市その他の関係者の連携協力体制の整備を図るため、埼玉県感染症対策連携協議会を設置している。 ・埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインを策定した。 ・感染症予防計画及び県行動計画についての進捗管理、市町村行動計画の改定状況について連携協議会等で報告した。	・R8年度内に改定が終了するように、市町村行動計画の改定を支援する。 ・指定地方公共機関業務計画の策定を支援する。 ・感染症予防計画の中間見直し、県行動計画の進捗管理、市町村行動計画の改定状況、DXの取組等について連携協議会等で報告する。 ・関東ブロック会議(埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)を通して、近隣都県との連携を進めていく。 ・県内消防機関と患者等の移送に関する協定を締結する。	・埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱	
	2			感染症対策課	B	・(R6)埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進した。 ・(R7)埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を2回実施し、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力強化を図った。	・埼玉版FEMAによる感染症対応総合訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進する。 ・埼玉版FEMAによる入院調整訓練を行い、効率的なオペレーションの構築を推進する。		
4	第1章 実施体制	33	県、市町村及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。	感染症対策課	A	・感染症発生予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての、県、保健所設置市その他の関係者の連携協力体制の整備を図るため、埼玉県感染症対策連携協議会を設置している。 ・感染症予防計画及び県行動計画についての進捗管理、市町村行動計画の改定状況について連携協議会等で報告した。	・感染症発生予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての、県、保健所設置市その他の関係者の連携協力体制の整備を図るため、埼玉県感染症対策連携協議会を設置している。 ・感染症予防計画の中間見直し、県行動計画の進捗管理、市町村行動計画の改定状況、DXの取組等について連携協議会等で報告する。	・埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱	
5	第1章 実施体制	33	県は、第1章第3節(対応期)(2)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	感染症対策課	C	・市町村との調整の前提となる市町村行動計画について、改定を支援した。	・市町村との調整の前提となる市町村行動計画について、R8年度内に改定が終了するように改定を支援する。		
6	1	第1章 実施体制	34	保健医療政策課	A	・市町村保健師に併任をかけている。 ・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応した。 ・平時には連絡調整会議・専門研修等を通じて感染症の知識・経験の蓄積を行う。 ・感染拡大時には県保健所へ派遣し、積極的疫学調査などに従事した。	・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応する。		
	2			感染症対策課	B	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため、医療提供体制検討部会を設置している。 ・医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進めた。	・入院調整や病床確保に係る課内業務のマニュアルについて、入院調整訓練結果を踏まえてブラッシュアップする。 ・入院調整本部設置時の連携について、保健所設置市と協定を締結する。	・医療に関するガイドライン	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
7	第2章 情報収集・分析	43	県等は、平時から情報収集・分析の目的や具体的な方法を衛生研究所等と共有し、感染症に関する県内外からの情報を収集・分析及び解釈し、リスク評価を行う体制を整備する。また、JIHSをはじめ県内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。	感染症対策課	A	・(R6)平時から情報収集を行い、疫学調査の結果等から感染拡大リスクの評価を行った。 ・(R6)個別事例の情報共有会議等を通じて県内外の関係機関や専門家とのネットワークの維持・向上に努めた。 ・(R7)感染拡大リスクが評価できるよう、平時から感染症に関する情報について収集・分析等を行った。 ・(R7)国やJIHSなどが参加する会議等に積極的に参加し、県内外の関係機関や専門家等との関係を継続した。	・感染拡大リスクが評価できるよう、平時から感染症に関する情報について収集・分析等を行う。 ・国やJIHS(国立健康危機管理研究機構)などが参加する会議等に積極的に参加し、県内外の関係機関や専門家等との関係を継続する。	・埼玉県感染症対策要綱	
8	第2章 情報収集・分析	44	県等は、感染症有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報を収集し、衛生研究所に共有する体制を平時から整備する。	感染症対策課	A	・積極的疫学調査によって得られた情報を随時、衛生研究所と共有した。	・積極的疫学調査によって得られた情報を随時、衛生研究所と共有する。	・埼玉県感染症対策要綱 ・埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱 ・埼玉県病原体サーベイランス実施要領	
9	第2章 情報収集・分析	44	県等は、感染症危機発生時に必要な情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、多様な背景の専門性(公衆衛生や疫学、専門検査技術等)を有する感染症専門人材の育成や、確保、活用のため、必要な人員の規模や体制の整備に努める。	感染症対策課	B	・IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行った。 ・保健医療科学院主催「地域保健施策立案支援のための情報利活用に関する研修」及びJIHS主催「危機管理リーダーシップ研修」へ県職員を参加させ、県内部の感染症専門人材育成を図った。	・IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行う。 ・保健所保健師向け研修を行い、感染症担当保健師に求められる基礎的スキルを段階的かつ体系的に強化する。 ・市町村併任保健師向け研修を行い、県との連携意識を醸成する。 ・JIHS主催「危機管理リーダーシップ研修」へ県職員を参加させ、県内部の感染症専門人材育成を図る。	・埼玉県保健医療部におけるIHEAT運用方針	
	2			保健医療政策課	A	・国やJIHS等が実施する、感染症サーベイランスの専門的な人材を育成する研修や検査診断技術向上を目的とした研修等に職員を計画的に参加させることにより専門人材の育成に努めた。 ・平時において、感染症対策に必要な人員体制を確保できるよう、関係部署と協議している。	・国やJIHS等が実施する、感染症サーベイランスの専門的な人材を育成する研修や検査診断技術向上を目的とした研修等に職員を計画的に参加させる。	・埼玉県衛生研究所健康危機対処計画	
10	第2章 情報収集・分析	44	県等は、情報収集等の過程で得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	感染症対策課	A	・機微情報に限らず、県で定める情報セキュリティ対策を実施している。	・引き続き、適切に情報セキュリティ対策を推進していく。	・埼玉県情報セキュリティポリシー	
11	第3章 サーベイランス	49	県は、平時から感染症の発生動向等を市町村が把握できるよう、衛生研究所を中心とした感染症サーベイランス体制を整備し、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告等を入力できる体制を整備する。 また、県は、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、諸外国における先行事例や論文等の情報収集・共有体制を整備する。	感染症対策課	A	・発生動向調査事業等により各種情報等を入力できる体制を維持し、得られた患者の発生情報や病原体検査の結果を毎週ホームページに掲載した。また、諸外国における先行事例等の情報収集・共有体制を維持した。	・発生動向調査事業等により各種情報等を入力できる体制を維持し、得られた患者の発生情報や病原体検査の結果を毎週ホームページに掲載する。また、諸外国における先行事例等の情報収集・共有体制を維持する。	・埼玉県感染症対策要綱 ・埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱 ・埼玉県病原体サーベイランス実施要領	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
12	第3章 サーベイラ ンス	50	県等は、ワンヘルス・アプローチ の考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	畜産安全課	B	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施した。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施することとしていたが、該当事例なし。	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施する。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施する。	・家畜防疫対策要綱 ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	
13	1	第4章 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	57	広報課	A	・県ホームページや県公式SNSでの広報 ・県政広報番組での広報 ・県広報紙「彩の国だより」での広報	・県ホームページや県公式SNSでの広報 ・県政広報番組での広報 ・県広報紙「彩の国だより」での広報		
	2			国際課	A	・外国人総合相談センター埼玉において、外国人住民からの相談に応じて必要な情報を提供した。 ・外国人住民向けの注意喚起情報等について、必要に応じて多言語に翻訳し、県ホームページ等において発信するとともに、市町村や多文化共生キーパーソン等を通じて周知した。 ・埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」多言語版にて、やさしい日本語を含む15言語で必要な情報を配信した。	・外国人総合相談センター埼玉において、外国人住民からの相談に応じて必要な情報を提供する。 ・外国人住民向けの注意喚起情報等について、必要に応じて多言語に翻訳し、県ホームページ等において発信するとともに、市町村や多文化共生キーパーソン等を通じて周知する。 ・埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」多言語版にて、やさしい日本語を含む15言語で必要な情報を配信する。		
	3			危機管理課	A	-	-		・新型インフルエンザ等が発生し、事態が緊急性を帯びてきて、県が対策本部等を設置する事態となった場合には、本部会議で議論された内容を県HP等で公開する。
	4			感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	
14	1	第4章 情報提供・共有、リスク コミュニケーション	58	危機管理課	A	・新興感染症に限らず、危機発生時には知事までワンボイスで情報共有できる危機事案専用のチャットグループを管理、運用している。 ・新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、即時に本部運営が可能な体制を取っている。	・新興感染症に限らず、危機発生時には知事までワンボイスで情報共有できる危機事案専用のチャットグループを管理、運用している。 ・新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、即時に本部運営が可能な体制を取っている。	・埼玉県新型インフルエンザ等対策本部統括部運営要領	
	2			感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
15	1	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	危機管理課	A	・「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。	・「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。		
	2			感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	
16	1	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	危機管理課	A	-	-		・新型インフルエンザ等が発生し、事態が緊急性を帯びてきて、県が対策本部等を設置する事態となった場合には、本部会議で議論された内容を県HP等で公開する。
	2			感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	
17		第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	58	感染症対策課	B	・コロナの相談に応じていたコロナ総合相談センターは、令和6年3月で終了した。令和6年4月以降は従来の救急電話相談（＃7119）の体制を拡充し、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について看護師が電話で相談に応じる体制を取っている。 ・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・相談体制の構築に係る課内業務のマニュアルの整備を進めた。	・相談体制の構築に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	
18		第5章 水際対策	65	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン	
19		第6章 まん延防止	70	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン」「まん延防止に関するガイドライン」を策定した。 ・情報収集・分析に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションガイドライン ・まん延防止に関するガイドライン	
20		第7章 ワクチン	81	感染症対策課	B	・国及びJIHSから人材育成の協力依頼があれば、適宜対応することとしている。	・国及びJIHSから人材育成の協力依頼があれば、適宜対応することとしている。		

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
21	第7章 ワクチン	81	県は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市町村、県医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。 ・県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法 ・ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 ・市町村との連携の方法及び役割分担	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・ガイドラインに基づき、国の要請があった場合に体制を構築できるようにしている(埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を参考とする)。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
22	1 第7章 ワクチン	82	市町村又は県は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・安定した医療体制を確保するため、医療・介護従事者等のワクチン接種への助成を国へ要望する。 ・市町村行動計画について、R8年度内に改定が終了するように改定を支援する。 ・ワクチンに係る課内業務のマニュアルを整備する。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
	2			感染症対策課	B	・埼玉版FEMAにおいて、ワクチン接種体制の整備に関する訓練を実施した。	・埼玉版FEMAによる感染症対応総合訓練を行い、ワクチン接種体制の整備に関する訓練を実施する。		
23	第7章 ワクチン	82	県又は市町村は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・ワクチンに係る課内業務のマニュアルを整備する。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
24	第7章 ワクチン	83	県は、市町村との連携のもと、市町村の住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市町村又は県は、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・ワクチンに係る課内業務のマニュアルを整備する。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
25	第7章 ワクチン	83	市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・ワクチンに係る課内業務のマニュアルを整備する。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
26	第7章 ワクチン	83	県及び市町村は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」を策定した。	・ワクチンに係る課内業務のマニュアルを整備する。	・予防接種(ワクチン)に関するガイドライン	
27	第8章 医療	89	県は、感染症有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、保健医療部が中心となって予防計画に基づく体制整備を行う。	感染症対策課	B	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため設置した医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進めた。	・入院調整や病床確保に係る課内業務のマニュアルについて、入院調整訓練結果を踏まえてブラッシュアップする。 ・有事の際の報告体制を念頭に、年1回の平時調査において医療機関にG-MISでの回答を促す。 ・入院調整本部設置時の連携について、保健所設置市と協定を締結する。	・医療に関するガイドライン	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
28	第8章 医療	91	県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、通常医療との両立も含め、新型インフルエンザ等発生時における医療提供体制を整備する。 県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	感染症対策課	B	・新興感染症発生時に病床確保や発熱外来を実施する医療機関と、感染症法に基づく医療措置協定を締結した。	・予防計画の中間見直しを行う。 ・引き続き、感染症法に基づく医療措置協定を締結していく。	・埼玉県感染症予防計画	
29	第8章 医療	91	県は、締結した医療措置協定等に基づいて、病床確保、発熱外来及び検査等の要請を行うに際し、感染状況に応じた医療提供体制確保を行うための方針について、平時から検討する。	感染症対策課	B	・入院調整の体制を含む医療提供体制の在り方について検討するため設置した医療提供体制検討部会において、病床確保の方針や入院調整本部の体制について議論を行った。 ・医療提供体制検討部会での議論の結果等を踏まえ、入院調整や病床確保の課内業務のマニュアル整備を進めた。	・入院調整や病床確保に係る課内業務のマニュアルについて、入院調整訓練結果を踏まえてブラッシュアップする。 ・有事の際の報告体制を念頭に、年1回の平時調査において医療機関にG-MISでの回答を促す。 ・平時調査に加え、確保病床の状況について、より詳細な調査を行っている。	・医療に関するガイドライン	
30	第8章 医療	92	県は、平時から、プレハブ病床をはじめとした専用医療施設や臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「医療に関するガイドライン」を策定した。 ・臨時医療施設等に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・臨時医療施設等に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・医療に関するガイドライン	
31	第8章 医療	93	県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	感染症対策課	B	・感染症法に基づく医療措置協定において、特別な配慮が必要な患者(妊産婦、小児、透析、精神疾患を有する患者、認知症患者)の専用病床を確保した。	・引き続き感染症法に基づく医療措置協定において、特別な配慮が必要な患者(妊産婦、小児、透析、精神疾患を有する患者、認知症患者)の専用病床の確保を進める。		
32	第9章 治療薬・治療法	103	県は、重点感染症について、国及びJIHSから得られた知見を、保健所、医療機関等に対し、速やかに情報共有できる体制を整備する。	感染症対策課	A	・情報共有できる体制を維持し、国やJIHS(国立健康危機管理研究機構)から情報を得た際に、適宜、保健所や医療機関等の関係機関に周知した。	・情報共有できる体制を維持し、国やJIHS(国立健康危機管理研究機構)から情報を得た際に、適宜、保健所や医療機関等の関係機関に周知する。		
33	第9章 治療薬・治療法	103	県等は、国及びJIHSが行う治療法・治療薬の研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力する。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定	感染症対策課	B	・国及びJIHSから人材育成の協力依頼があれば、適宜対応することとしている。	・国及びJIHSから人材育成の協力依頼があれば、適宜対応することとしている。		
34	第9章 治療薬・治療法	104	県は、国及びJIHSから得られた新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等、医療従事者等及び県民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	感染症対策課	A	・情報共有できる体制を維持し、国やJIHS(国立健康危機管理研究機構)から情報を得た際に、適宜、保健所や医療機関等の関係機関に周知した。	・情報共有できる体制を維持し、国やJIHS(国立健康危機管理研究機構)から情報を得た際に、適宜、保健所や医療機関等の関係機関に周知する。		
35	第9章 治療薬・治療法	104	県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。	感染症対策課	A	・県が備蓄薬の放出を決定したときに、県内の医療機関等へ円滑に供給することを目的として、(一社)埼玉県医薬品卸業協会と「埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定」を締結している。 ・新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る事項を検討するため、埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議を設置しており、備蓄薬の放出に関する基準・スキームについて議論し、方向性をまとめた。 ・会議での内容を整理し、(一社)埼玉県医薬品卸業協会との協定の見直しを行った。	・県が備蓄薬の放出を決定したときに、県内の医療機関等へ円滑に供給することを目的として、(一社)埼玉県医薬品卸業協会と「埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定」を締結している。 ・抗インフルエンザ薬に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
36	第10章 検査	110	県等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、衛生研究所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等感染症有事に検査の実施に関与する機関(以下、「検査関係機関等」という。)との間の役割分担を平時から確認する。 また、県は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行う。	感染症対策課	B	・新興感染症発生時に当該感染症に係る検査を実施する民間検査機関等と感染症法に基づく検査等措置協定を締結した。 ・検査体制に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・検査体制に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・検査に関するガイドライン	
37	1 第11章 保健	118	県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「保健に関するガイドライン」を策定した。 ・人材派遣に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・人材派遣に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。	・保健に関するガイドライン	
	2			保健医療政策課	B	・内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部に職員を派遣し、感染症危機に即応できる人材の育成を図っている。	・引き続き職員の派遣を検討するとともに、効果的な新規派遣先の開拓にも努めていく。		
38	1 第11章 保健	118	県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	感染症対策課	A	・予防計画で定める保健所の体制確保に係る保健医療部外からの応援職員の確保について、庁内へ依頼した。	・引き続き、本庁からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援職員などを確保する。	・埼玉県感染症予防計画	
	2			保健医療政策課	A	・予防計画に定める応援職員の準備を各部局に対して依頼している。 ・当該依頼の中では、保健所ごとに必要な応援職員の人数やその職位をあらかじめ各部局に対して割り振っており、感染症危機発生時には当該割振りに基づき各部局から保健所へ速やかに応援職員を派遣していただく予定である。	・次年度の保健所の定数に応じて必要な応援職員数が増減するため、毎年度末ごとに全庁向けに依頼文を発出していく。 ・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応する。		
39	第11章 保健	120	県は、保健所と地域のICNをはじめとした感染対策に従事する看護師等の情報共有等を図り、感染症有事における連携体制を構築する。	感染症対策課	B	・毎年、地域の関係者の連携強化、新興感染症発生時の役割分担を円滑に行える体制構築を図るため、県内の感染症対策の専門家(ICN、ICD)との情報交換会を実施している。	・地域の関係者の連携強化、新興感染症発生時の役割分担を円滑に行える体制構築を図るため、県内の感染症対策の専門家(ICN、ICD)との情報交換会を実施する。		

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.		章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
40	1	第11章 保健	121	県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築するとともに、保健所や衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制や設備等の整備、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	感染症対策課	A	・予防計画や行動計画の改定を受けて各保健所の健康危機対処計画の見直し支援を行い、各保健所の健康危機対処計画の改訂完了を確認した。	・各保健所の健康危機対処計画の改訂は完了している。 ・予防計画で定める保健所の体制確保に係る保健医療部外からの応援職員を確保する。	・健康危機対処計画 ・埼玉県感染症予防計画	
	2				保健医療政策課	A	・最大1,000件/日遺伝子検出検査が実施可能な全自動PCR機器を導入し、健康危機対処計画に基づく実践型訓練で活用した。 ・最大100件/週程度の全ゲノム解析可能な次世代シーケンサー(NGS)追加導入し、新型コロナウイルス感染症でのNGS解析を継続するとともに行政検査に役立てる他の病原体での活用を検討した。 ・健康危機対処計画に基づく実践型訓練を行い、平時から円滑に有事体制に移行し、検査が実施できる体制を整備した。 ・予防計画に定める応援職員の準備を各部局に対して依頼している。 ・当該依頼の中では、保健所ごとに必要な応援職員の人数やその職位をあらかじめ各部局に対して割り振っており、感染症危機発生時には当該割振りに基づき各部局から保健所へ速やかに応援職員を派遣していただく予定である。 ・市町村保健師に併任をかけている。 ・平時には連絡調整会議・専門研修等を通じて感染症の知識・経験の蓄積を行う。 ・感染拡大時には県保健所へ派遣し、積極的疫学調査などに従事いただく。 ・市町村からの採用、退職、人事異動などによる内申に適宜対応した。	・検査業務管理システムを構築し、検査業務の効率化を図る。 ・健康危機対処計画に基づく実践型訓練で全自動PCR機器を用いた検査対応訓練を実施し、体制を検証する。 ・新型コロナウイルス感染症でのNGS解析を継続するとともに行政検査に役立てる他の病原体での活用を検討する。	・埼玉県衛生研究所健康危機対処計画	
	3				職員健康支援課	A	・職場内の感染拡大が疑われる事例が発生した際には、保健師が必要な対応等、適宜、助言している。 ・感染流行期には、掲示板やポップアップにより注意喚起を行っている。 ・状況によっては、対面だけでなく、オンラインによる長時間労働健康相談を実施している。	・職場内感染拡大が疑われる事例発生時に保健師から必要な対応等を適宜助言。 ・感染流行期の掲示板やポップアップを活用した注意喚起。 ・状況により、対面だけでなく、オンラインによる長時間労働健康相談を実施。	・長時間労働健康相談実施要領 ・精神保健相談実施要綱 ・ストレスカウンセリング実施要領	
41		第11章 保健	121	県等、保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザ、新型コロナ、急性呼吸器感染症(ARI)等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。	感染症対策課	A	・感染症サーベイランスシステムを活用することで、流行状況を迅速に把握する体制を維持した。	・感染症サーベイランスシステムを活用することで、流行状況を迅速に把握する体制を維持する。	・埼玉県感染症対策要綱 ・埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱 ・埼玉県病原体サーベイランス実施要領	
42		第11章 保健	122	県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	畜産安全課	B	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施した。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施することとしていたが、該当事例なし。	・特定家畜伝染病防疫指針に基づく高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施する。 ・呼吸器症状を示した飼養豚を病性鑑定する場合に、A型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスを実施する。	・家畜防疫対策要綱 ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画進捗管理表

(参考資料)
令和8年5月22日調査時点

No.	章	行動計画 ページ	行動計画本文	担当課	達成度	令和7年度までの取組内容	令和8年度取組予定	関連要綱・マニュアル名	備考
43	第11章 保健	122	県等は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、県民に対して情報提供・共有を行う。また、県民への情報提供・共有方法や、県民向けコールセンター等の設置をはじめとした県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	
44	第11章 保健	122	県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。	感染症対策課	B	・行動計画の詳細や具体例を示す趣旨で、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を策定した。 ・情報提供に係る課内業務のマニュアル整備を進めた。	・情報提供に係る課内業務のマニュアルをブラッシュアップする。 ・統一フォーマットによる情報共有について整理する。	・情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン	
45	第12章 物資	134	県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。	感染症対策課	B	・県が備蓄薬の放出を決定したときに、県内の医療機関等へ円滑に供給することを目的として、(一社)埼玉県医薬品卸業協会と「埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定」を締結している。 ・抗インフル薬の流通状況等の把握手法等を検討するため、埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議を設置しており、会議を開催した。 ・会議での内容を整理し、(一社)埼玉県医薬品卸業協会との協定の見直しを行った。 ・个人防护具について流通備蓄のスキームを導入し、流通業者との関係を強化した。	・県が備蓄薬の放出を決定したときに、県内の医療機関等へ円滑に供給することを目的として、(一社)埼玉県医薬品卸業協会と「埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定」を締結している。 ・感染症有事の際の个人防护具の需給状況の把握方法、配送方法等について整理する。	・埼玉県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の供給に関する協定	
46	1 第13章 県民生活及び 県民経済の安定の確保	141	県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国の関係省庁、市町村、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。 また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	危機管理課	A	・「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。	・「危機事案別市町村連絡先一覧」を毎年度整備しており、各市町村における危機事案別の連絡先を把握している。		
	2			産業労働政策課	A	・毎年度、関係業界団体(埼玉県経済6団体)の組織体制や県との連絡窓口となる担当者等を確認しており、情報共有体制を整備しているほか、埼玉版FEMAによる感染症対応訓練(令和7年度第1回)に埼玉県商工会議所連合会および埼玉県商工会連合会が参加した。	・埼玉版FEMA感染症対応総合訓練に埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会が参加予定。		
47	1 第13章 県民生活及び 県民経済の安定の確保	141	県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。 また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。	行政・デジタル改革課	A	・ノーコードツールなど、デジタルツールを整備し、行政DXを推進した。	・ノーコードツールなど、デジタルツールを整備し、行政DXを推進する。		
	2			情報システム戦略課	A	・各種行政手続にて汎用的に利用可能な電子申請・届出サービスを用意している。	・各種行政手続にて汎用的に利用可能な電子申請・届出サービスを用意している。		
48	第13章 県民生活及び 県民経済の安定の確保	143	県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	生活衛生課	A	・埼玉県広域火葬実施要領の策定 ・葬祭業団体等との協定締結 ・関東甲信越静ブロック広域火葬連絡通信訓練	・関東甲信越静ブロック広域火葬連絡通信訓練	・埼玉県広域火葬実施要領 ・関東甲信越静ブロックにおける火葬等広域応援に関する実施要綱	